

# 実務対応報告40号の改正案、公表

—ASBJ、金融商品専門委

去る2021年12月15日、企業会計基準委員会は第173回金融商品専門委員会を開催した。

前回(2021年12月20日号(No.1631)情報ダイジェスト参照)の議論を踏まえ、実務対応報告40号「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」の改正案について議論された。

## 改正案

主な内容は次のとおり。

### (1) 金利スワップの特例処理

金利指標置換後の金利スワップの特例処理に関して、当初金利スワップの特例処理を適用していた金融商品をその対象とし、会計制度委員会報告14号「金融商品会計に関する実務指針」178項の⑤以外の要件が満たされている場合、2024年3月31日以前に終了する事業年度の翌期首以降も適用を継続することができる。また、この取扱いは振当処理にも準用される。

(2) 再検討の対応

LIBOR公表停止までにさ

# 会計

## グループ法人税制適用時の子会社株式等の売却に係る税効果の今後の方向性、検討

—ASBJ、税効果会計専門委

去る2021年12月22日、企業会計基準委員会は第76回税効果会計専門委員会を開催した。

2018年に日本公認会計士協会の実務指針の移管に伴い、あらためて対応すべきかどうか検討するとしていた論点のうち、グループ法人税制が適用される場合の子会社株式等の売却に係る税効果の今後の方向性について、検討した。

## 論点の概要

事務局によると、論点は次のように整理される。

### 第470回親委員会での審議

去る2021年12月20日に開催された親委員会でも、改正案について議論が行われ、全員の賛成で公表議決された(2021年12月24日公表。コメント期限は2022年2月24日。https://www.asb.or.jp/jp/accounting\_standards/exposure\_draft/y2021/2021-1224.html)。

(1) グループ法人税制の適用時、連結損益計算書においては、子会社株式売却益(または売却損)は消去されており、また、課税関係も生じていないにもかかわらず、連結損益計算書上、税金費用が計上されることに違和感がある。未実現の損益に対して税金費用が計上され、税引前当期純利益と税金費用が対応しないのではな

いか。

### (2) 現行の税効果会計適用指針

では、個別財務諸表で計上される子会社株式等の譲渡損益に係る繰延税金負債が、連結財務諸表において一律に認識される一方、子会社等に対する投資(留保利益等)に係る一時差異に対する繰延税金資産または繰延税金負債は、子会社株式を売却する意思決定を行うまで認識されない。

## 事務局の対応案

前記の論点について、事務局は次のような分析を示した。

子会社株式等の売却損益は連結財務諸表上消去されるが、一方で子会社等の利益が取り込まれるため、その部分については未実現の利益ではない。したがって、現行の取扱いは、未実現の損益に対する税金費用の計上というのではない。投資の売却により一時差異が生じるが、グループ法人税制の

課税の実態を踏まえ、一時差異は納税主体ごとに識別するのが適切であると考えられることから、これらの一時差異についてはそれぞれに税効果を認識することとなると考えられる。

税務上繰り延べられる子会社株式等の売却損益に係る一時差異と子会社等に対する投資に係る一時差異は性格が異なるため、前者を後者に準じた取扱いとすることは適当でない。

したがって、連結財務諸表上、売却元企業において計上した売却損益の繰延べに係る繰延税金資産または繰延税金負債の現行の取扱いは、適切であると考えられる。

専門委員会からは、「理屈はわかるが、現状の取扱いに違和感があることも事実であり、変更の必要がないとすることは実務の実態にそぐわないのではないか」、「IFRS基準との整合性の検討なども行うべき」との指摘があった。事務局は、「今回は現行の税効果の枠組みでの分析であり、他にどのようなポイントがあるのかを考える。IFRSでは、特定の規定がなく、各社の個別判断となるため、どの程度事例があるかを調べる」と回答した。

# 改正リース会計基準の重要性に 関する定め等、検討—ASBJ

去る2021年12月20日、企業会計基準委員会は第470回企業会計基準委員会を開催した。

第160回リース会計専門委員会(2022年1月1日号(No.1632))情報ダイジェスト参照)に引き続き、リース会計基準の改正における次のテーマについて議論が行われた。

## 重要性に関する定め

リースの会計処理における重要性に関する定めについて審議が行われた。

数値基準による簡便的な取扱いを定めることの是非について、事務局から、数値基準による重要性に基づく簡便的な取扱いを採り入れること、および具体的なガイダンスで、IFRS 16号「リース」BC86項のような一般的な重要性に関する記載は行わないとの案が示された。

また、個々の取扱い(リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合の利息相当額、少額リース資産、短期のリース取引)については、簡便的な取扱

いを設ける事務局案が示された。

委員からは、「一般的な重要性を記載しないとあるが、IFRSでは記載されているので、日本基準は記載しないというところが、意図しないメッセージになる懸念がある」との意見が聞かれた。

## リースを構成する部分とリースを構成しない部分の区分

維持管理費用相当額(リース物件の維持管理に伴う固定資産税、保険料等の諸費用)については、前回専門委員会では、現行リース適用指針における取扱いを踏襲する方法と、IFRS 16号と整合的な方法のいずれかとする案が示されていた。

専門委員の意見を踏まえ、「独立価格の比率に基づき、リースを構成する部分とリースを構成しない部分に配分する方法(IFRS 16号と整合的な配分方法)のみ」とする修正案が示された。

委員からは、特段の反対意見は聞かれなかった。

## 経理に効く法律雑学

### 慰謝料

「慰謝料」について、法律は次のように定めています。「(略)前条の規定により損害賠償の責任を負う者は、財産以外の損害に対しても、その賠償をしなければならぬ(民法710)。「財産以外の損害」、すなわち「精神的損害」の賠償が、一般的に「慰謝料」と呼ばれています。

精神的な苦痛を受けたからといって、常に慰謝料の請求が認められるわけではありません。

民法710条には、「前条の規定により損害賠償の責任を負う者は、」とあります。「前条の規定」とは民法709条(不法行為の規定)です。つまり、慰謝料を請求できるのは、不法行為の要件を充たした場合です。

民法709条は、名譽棄損・著作権侵害・暴行・交通事故・不倫など、契約関係にない相手から被害を受けた場合に幅広く適用される法律です。

不法行為によつて慰謝料を含む損害賠償を請求できる主な条件は、次の4つです。

①「権利が侵害されたこと」。

まず、権利(または法律で保護される利益)が侵害されたことが必要です。単に「嘘をつかれて、腹が立った」というだけでは、慰謝

料請求はできません。「権利または法律上保護される利益」とは、たとえば、物の所有権、経済的な利益、生命、身体、名譽、信用、プライバシー、著作権などです。たとえば、ネット上で社会的評価を低下させる誹謗中傷を書き込まれた場合は、名譽という権利が侵害されたこととなります。

②「加害者に故意または過失があること」。たとえば被害を受けたとしても、その加害者に過失がなければ、裁判所に訴えても、原則として損害賠償請求は認められません。たとえば、交通事故で相手の過失がゼロの場合や、配偶者の不倫相手が独身と信じて交際していた場合(かつ、そのように信じたことが、やむを得なかった場合)は、その相手に慰謝料を請求することはできません。

③「損害が発生したこと」。「損害」には、経済的な損失だけでなく、精神的損害である「慰謝料」も含まれます。

④「加害行為と因果関係のある損害であること」。加害行為と因果関係のない損害について、賠償請求は認められません。

①~④の条件をすべて充たせば、原則として、加害者に慰謝料の請求ができます。

慰謝料の請求が認められる場合、その金額が問題となります。この点、交通事故の場合は、裁判例の蓄積によって、相場が形成されています。具体的には、通院3カ月で怪我が完治した場合、裁判における慰謝料の相場は約73万円(むち打ち症で他覚症状がない場合は約53万円)になります(2020年版「民事交通事故訴訟 損害賠償額算定基準」)。もっとも、被害者にも過失がある場合は、その過失の割合に応じて賠償額が減額されます(過失相殺。民法722②)。

交通事故以外の慰謝料についても、名譽棄損、不倫などのカテゴリーごとに、ある程度の相場はあります。しかし、通院期間といった一律の指標がないため、裁判で決まる金額を事前に予測することは難しいことです。

裁判で慰謝料を請求する場合、請求する金額自体は、いくらでも構いません。極端にいえば、1億円の慰謝料請求も可能です。ただし、民事裁判では、訴えを起こす際、請求する金額に応じて収入印紙を貼る必要があります。たとえば、1億円の請求をする場合、32万円の収入印紙が必要になります。

白川 敬裕

## サブリース取引の取扱い等、検討

—ASBJ、リース会計専門委

去る2021年12月24日、企業会計基準委員会は第107回リース会計専門委員会を開催した。

主な検討事項は次のとおり

### 借手における再リースの会計

#### 処理の簡便的取扱い

リースの会計処理における重要性に関する定めにおいて、借手における再リースの会計処理の定めが簡便的な取扱いを採り入れるか審議が行われた。

事務局からは、再リースはわが国特有の商慣習であり、現行の取扱いを継続することで、追加的な負担を減らすため、次の簡便的な取扱いの案が示された。

- ・借手に再リースを当初のリースとは別のリースとして扱うことを認める。
- ・再リースとして想定される取引を示すために、結論の背景に、一般的な特徴を記載する。

専門委員からの「300万円基準の判定は、更新・延長した再リースの部分の金額とする

か、当初リースとの通算額であるのか」という質問に対し、事務局から「検討する」との回答があった。

### サブリース取引

原資産が借手(中間的な貸手)から第三者にさらにリース(サブリース)され、当初の貸手と借手の間のリース(ヘッドリース)が依然として有効である取引(サブリース取引)について議論が行われた。

そのなかで、中間的な貸手が借手に対する代金回収リスクを負わないパス・スルー型のサブリース取引について、次のように事務局案が示された。

次の条件をすべて満たす場合に、ヘッドリースとサブリースを個別に会計処理するのではなく、リースを仲介する取引として会計処理する。

- (1) ヘッドリースとサブリースにおける契約の開始日と終了日が一致している。
- (2) ヘッドリースとサブリースの賃料の差額は手数料のみであると判断でき、中間的な賃

手は、当該手数料相当額のみに対する権利を有する。

## 会計

### ICOTトークンに係る基準開発は取引慣行の定着を待つ方向

—ASBJ、実務対応専門委

去る2021年12月22日、企業会計基準委員会は第142回実務対応専門委員会を開催した。

主な審議内容は次のとおり。

#### セキユリティ・トークン関係

(1) 認識の時期  
「約定日」は、多くの場合で実務的に把握可能と考えられ、

現行の有価証券の実務とも整合するため、約定日による認識は取引関係者にとって受け入れやすい基準である。

ただし、電子記録移転有価証券表示権利(以下、「ST」という)等の売買に係る契約においては、約定日がどの時点なのか必ずしも明確でないと考えられ、判断に困難が生じる懸念がある。

この点、約定日は金融商品会計基準等で定義されていないが、一

専門委員からは、「パス・スルー型サブリースは、取引の性格上、リースの定義に合致しないのではないか」、「仲介的な貸手について、収益認識基準の代理人のような処理ができないか」などの意見が聞かれた。

法上の取扱いが明らかとなっていない場合または国際的な基準開発が行われていない場合、私法上の取扱いが明らかとなつた際または国際的な基準開発が行われた際に見直しの要否の検討を行うことを前提とした取扱いを定めることが考えられるとした。

### 会計処理に関する論点

(2) 今後、会計基準の整備に向けた検討を行う際、基準開発を行う場合に取り扱うべき会計上の論点について整理する必要があり、事務局は、発行者における会計処理と保有者における会計処理とに分けて想定される会計上の論点を示したうえで、今後の方向性に関する予備的な分析を行った。論点は次のとおり。

- (1) ICOTトークンの発行者における会計処理に関する論点
  - ・ ICOTトークンの発行者における発行時の会計処理
  - ・ 自己が発行したICOTトークンを保有している場合の会計処理
- (2) ICOTトークンの保有者における会計処理に関する論点
  - ・ 発行者以外のICOTトークンの保有者における会計処理に関する論点

わが国における対象取引への取組みが定着し、対象取引の取引慣行が一定程度定まってきたから基準開発に着手する考えられるとした。また、その時点で私

税務

## 国税庁長官・新春インタビュー——国税庁

大鹿行宏国税庁長官は、国税記者クラブとの会見に応じ、2022年の抱負等を語った。

### 新年の抱負

昨年も新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、予断を許さない状況が続いていると認識している。前例のない状況下ではあるが、納税者の利便性向上に取り組みとともに、適正・公平な課税・徴収の実現、税務行政のDXの推進等に努めたい。

### 電子帳簿保存制度の見直しについての当局の対応方針

2021年度税制改正により、電子帳簿等保存制度の見直しが行われ、「優良な電子帳簿」を一定の要件のもとで使用している場合には、青色申告特別控除や過少申告加算税に関して恩典が受けられるしくみも導入されている。本制度の利用促進を通じて経済社会のデジタル化を



推進すべく、引き続き制度の普及促進に鋭意努めていく。

### 消費税インボイス制度の導入に向けた取組み

2023年10月からの制度実施に向けて、昨年10月から適格請求書発行事業者の登録申請の受付が開始され、登録申請状況の出だしはおおむね順調である。制度の円滑な実施に向けて、オンライン説明会の開催などの周知・広報活動を引き続きしっかりと取り組んでいきたい。

### 今後の税務調査等の方針

感染対策を徹底したうえで、実地調査は、富裕層・消費税不正還付・無申告等の大口・悪質な事案など、調査優先度の高い事案への的確な実施、徴収事務は、猶予処理を最優先とした事務運営としつつも、十分な資力があるにもかかわらず納付の意思が認められない者等への厳正な対処を行うこととしている。

また、納税者から要望があれば、Web会議システム等の活用、対面によらずに実施可能な事案については、電話あるいは書面による行政指導も積極的に実施している。

国際会計

## 財務報告概念FWの「財務諸表の要素」・「表示」、公表——FASB

去る2021年12月22日、FASBはFASB概念基準書(Concepts Statement) 8号「財務報告のための概念フレームワーク」の4章「財務諸表の要素(Elements of Financial Statements)」と7章「表示(Presentation)」を公表した。

FASB概念基準書は、「権威のあるガイダンス」ではなく、FASB基準書より低位のヒエラルキーではあるが、会計処理等において参照される可能性がある。

### 財務諸表の要素

4章「財務諸表の要素」は、初めて「資産・負債アプローチ」を示したといわれる従来の概念基準書6号「財務諸表の要素」を全面的に置き換えるもので、6号と同様に10の財務諸表の要素(資産、負債、持分(equity)または純資産、収入、費用、利益(gains)、損失(losses)、所有者による投資、所有者への分配、包括利益)を再定義しているが、重要な変更はない。

公開草案でのAppendix

的の財務諸表に含まれるべき情報と財務報告の目的の達成に寄与できる適切な表示方法について述べている。

完全な財務諸表(full set of financial statements)の定義を提供し、科目、小計などの設定に関する考え方を述べている。また、FASB概念基準書5号「事業会社の財務諸表の認識と測定」の7章に関連する部分は削除された。

### 国際会計

## サプライヤー・ファイナンス・プログラムに関するED、公表——FASB

去る2021年12月20日、FASBは会計基準アップデート(ASU)の公開草案「負債—サプライヤー・ファイナンス・プログラム(トピック405—50)—サプライヤー・ファイナンス・プログラム債務の開示」を公表した。

現行では「サプライヤー・ファイナンス・プログラム(supplier finance program)」の開示についての規定はなく、公開草案ではサブ・トピックを新設している。

「サプライヤー・ファイナンス・プログラム」は、「リバース・

ファクタリング」や「買掛金ファイナンス」などと呼ばれ、プログラムの購入者(物品やサービスの受領者)が、サプライヤーからの物品やサービスの購入に関連し、資金提供者または他の仲介者との間で契約を締結し、サプライヤーがそれらの者に早期支払を要求するオプションを有するものである。プログラムの購入者は、プログラムの主要な条件、期末の購入者の未払義務の金額、義務の貸借対照表の表示場所、当期間の義務の変動表の開示を要求される。

なお、2021年11月にIA S Bは、FASBの公開草案と同様な契約の開示を扱った公開草案「Supplier Finance Arrangement」を公表しているが、その公開草案では、FASBの公開草案の開示に追加して、「サプライヤーが受領済み金額」や「債務支払期日」の開示も要求している。公開草案は適及的に適用され、適用日は未定である。コメント期限は、2022年3月21日である。

## 国際会計

# 自社株買いに関する2つの規則案、公表—SEC

去る2021年12月15日、SEC（米国証券取引委員会）は

自社株買い（repurchases or buybacks）に関する開示とインサイダー取引について、2つの1934年証券取引法の改正案を公表した。

## 自社株買い開示の改正案

「自社株買い開示の現代化（Share Repurchase Disclosure Modernization）」の改正案では、新しい様式である様式S Rでの、自社株を購入した日より適時な開示が要求される。

具体的には、自社株の購入を行った日の次の営業日の終了前に、外国企業を含むSEC登録者は、購入日、購入した株式の種類、購入株式数、平均購入価格などの情報を示した様式S R

を、SECへ提出することが要求される。

また、改正案は、既存の年次報告書と四半期報告書で要求される自社株買いについての定期的な開示を強化しており、自社株買いの目的または合理性、取引の制限を含む購入期間中の経営幹部による株式の売買に関する方針と手続などの開示要求が追加される。改正案は、近年、米国においては自社株買いの金額が増加していることを背景としていられると思われる。

## インサイダーによる自社株取引制限の改正案

「10b5-1規則とインサイダー取引（Rule 10b5-1 and Insider Trading）」の改正案では、インサイダー取引が認められる条件を示している規則10b

5-1を投資家の保護のために改正することにより、経営幹部がインサイダー取引を通じて自身が有している非公開情報から利益を得る機会を減少させている。改正の主な内容は次のとおりである。

・経営幹部が締結した取引契約は、取引開始から120日のクローリングオフ期間を含まなくてはならない。  
・発行者が締結した取引契約は、取引開始から30日のクローリン

グオフ期間を含まなくてはならない。  
・経営幹部は、取引にあたり、重要な非公開情報を知らなかったことを書面で提出しなければならぬ。

また、年次報告書ではインサイダー取引の方針と手続などの開示が新たに要求される。

## コメント期間

コメント期間は、連邦官報に掲載後45日までである。

## 金融

# 「市場との対話」ないまま利上げに踏み切るイングランド銀行

イギリス中央銀行のイングラッド銀行は2021年12月16日、政策金利を0.15%引き上げ0.25%とすると公表した。市場の大方の予想とは異なり、今回も意表を突く政策決定となった。11月4日の金融政策委員会（MPC）では、市場予想とは逆に7対2で利上げを見送ったが、今回は1カ月余りで逆に8対1で予想外の利上げとなり、2回続けて市場予想とは逆の決定を行ったことになる。

州中央銀行の金融政策については、ラガルド総裁が「2022年中の利上げの可能性は極めて低い」とスタンスが変わっていないことを強調した。イングランド銀行は、11月のMPC後の記者会見でベイリー総裁が「利上げ予想に対しては警告する」と明言しながら、市場の裏をかくかのような今回の利上げだ。昨今の日米欧の中央銀行が、「市場との対話」を重視して政策変更前の市場のコンセンサスを誘導し、記者会見

や声明文で調整しながら混乱を防ぐ方法とは異なる。ただ、新型コロナウイルスのオミクロン株の英国内の感染拡大は急速だが、重症化リスクは小さいことがバイデン米大統領の発言やイギリスや南アフリカの研究所の発表から広く認識された。このためMPC委員の多数が、景気対策よりもインフレ抑制に政策の優先順位を変えたものと考えられる。

実際、英統計局が12月15日に発表した11月の消費者物価指数は前年同月比5.1%の伸びで、約10年振りの高い伸び率だった。このため、従来なら市場が追加利上げを織り込みに行くなど、イングランド銀行の政策転換が市場に大きな影響を与えるはずだが、発表直後に英ポンドや英国債利回りの明確な上昇トレンドはみられなかった。政策の一貫性に市場が疑問を持っていない側面もある。ただ、ウクライナ情勢悪化による欧州の天然ガス価格の高騰が12月21日以降に顕著になると、英ポンド・英国債利回りともに上昇する動きをみせているため、今後これが継続するか注目される。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

| 日付          | 法規等   | 出所      | 備考   | 掲載号  |
|-------------|---|---------|--|------|
| 2021年12月16日 | 「監査役監査基準」等及び「内部統制システムに係る監査の実施基準」等の改定              | 日本監査役協会 | 会社法の改正および改正会社法に係る法務省令の改正、コーポレートガバナンス・コードの改訂等を踏まえ、改定したもの。<br><a href="https://www.kansa.or.jp/news/post-2502/">https://www.kansa.or.jp/news/post-2502/</a>  | 今号解説 |
| 2021年12月17日 | 政令334号<br>会社法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令             |         | 会社法の一部を改正する法律(令和元年法律70号)附則1条ただし書きに規定する規定(株主総会資料の電子提供制度の創設等)の施行期日を、2022年9月1日とするもの。<br><a href="https://kanpou.npb.go.jp/20211217/20211217g00282/20211217g002820002f.html">https://kanpou.npb.go.jp/20211217/20211217g00282/20211217g002820002f.html</a>   | —    |
| 2021年12月17日 | 税務行政DX～構想の実現に向けた工程表～                              | 国税庁     | 2021年6月に公表された「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション—税務行政の将来像2.0—」を踏まえ、構想等の実現に向けた工程表を取りまとめたもの。<br><a href="https://www.nta.go.jp/information/other/data/r03/zeimugyosei/pdf/0021012-075.pdf">https://www.nta.go.jp/information/other/data/r03/zeimugyosei/pdf/0021012-075.pdf</a>                                  | —    |
| 2021年12月20日 | 監査上の主要な検討事項(KAM)の強制適用初年度における検討プロセスに対する監査役等の関与について | 日本監査役協会 | 2021年7月から8月にかけて日本監査役協会の3月決算上場会社会員に対して実施したアンケート調査について、調査結果の傾向を把握するとともに、実務の参考となる好事例の抽出と分析を試みたもの。<br><a href="https://www.kansa.or.jp/support/library/post-2551/">https://www.kansa.or.jp/support/library/post-2551/</a>  | —    |
| 2021年12月20日 | 企業におけるコロナ禍の影響および監査役等の監査活動の変化について                  | 日本監査役協会 | コロナ禍における監査の視点のあり方や監査手法および監査の課題を明らかにし、監査活動に対する今後の方向性を検討したもの。<br><a href="https://www.kansa.or.jp/support/library/post-2552/">https://www.kansa.or.jp/support/library/post-2552/</a>   | 今号解説 |
| 2021年12月20日 | サステナビリティ基準委員会(SSBJ)の設立及びSSBJ設立準備委員会の設置について        | FASF    | IFRS財団によるISSB設置の公表(2021年11月)を受け、2022年7月1日にサステナビリティ基準委員会(SSBJ)を設立することを公表するもの。また、SSBJ設立準備委員会を設置し、SSBJが設置されるまでの間、急速に進む国際的な議論に対応する。<br><a href="https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/news_release_20211220_02.pdf">https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/news_release_20211220_02.pdf</a> | —    |
| 2021年12月21日 | 「記述情報の開示の好事例集2021」の公表(サステナビリティ情報に関する開示)           | 金融庁     | 「サステナビリティ情報」に関する開示について、どのような開示が投資判断にとって有用と考えられるのか、有識者による勉強会を開催し、議論された開示例を取りまとめたもの。<br><a href="https://www.fsa.go.jp/news/r3/singi/20211221.html">https://www.fsa.go.jp/news/r3/singi/20211221.html</a>  | —    |
| 2021年12月24日 | 令和4年度税制改正の大綱                                      |         | 与党「令和4年度税制改正大綱」を受けて閣議決定されたもの。<br><a href="https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2022/20211224taikou.pdf">https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2022/20211224taikou.pdf</a>   | —    |

証券

今年の株価はN字型の展開を予想

2022年の幕が開けた。昨年の世界の株式市場を振り返ってみると、コロナ禍の展開に翻弄される感があったが、経済活動は回復が基本で、株式市場も一昨年の暴落からの回復が基調となり、秋にはアメリカを先頭に主要な株価指数が史上最高値を達成する国が少なくなかった。

日本市場は各国に比べ株価の回復力の弱さも指摘されるが、それでも昨年は日経平均が春先、秋口の2度にわたって3万円台を回復した。これは何と約30年振りのことであったが、3万円台を安定的に維持することはできなかった。企業収益の回復、増加テンポは他市場に劣っていないと思われるだけに、日本株の相対的な割安感は強まっているとの見方もある。

もともと、株価は一本調子で上昇することはあり得ない中で、年央辺りには調整局面が訪れるとみられる。そうした調整を経て秋以降は勢いを取り戻し、年末の株価は年初より高くなる、といったN字型の株価展開を予想する見方もある。

この点で強く懸念されるのは、昨年から世界的に顕著になってきた半導体不足、原材料不足によってサプライチェーンが乱れ、生産が抑制されつつあり、結果としてインフレ(卸売物価)が何十年振りの水準に達している国が増えていることだ。

このインフレが収まる展望が生じれば、2022年の世界の株価はアメリカをリーダーとして基本的に上昇軌道を歩むことが期待される。

また、年末の株価は年初より高くなる、といったN字型の株価展開を予想する見方もある。